

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書
 前回委員会で寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	事業の経緯	現施設を 30 年で建替えることの妥当性について、近年では、長寿命化を検討している自治体もあるなかで、元々の耐用年数や建替えの計画、改修の経緯等を踏まえて、説明していただきたい。	<p>現施設の耐用年数について、操業開始当時は 20 年を計画していましたが、延命化を平成 22 年～25 年に実施し、耐用年数を 30 年に延ばしました。</p> <p>現施設の再延命化することも検討しましたが、ごみの量が減少している状況等を踏まえ、再延命化より建替えのほうがコスト面・操業の安定面でメリットがあると考え、建替えとしました。</p> <p>ごみ量が減ってきているため、現在の 600t/日炉はかなり大きく、常時 2 炉を動かすのは困難な状況であり、1 炉だけで操業していることも実際にあります。</p>
2	事業計画	事業の経緯	現施設をすべて作り替えることが必要なのか。また、使えるものは使う方針としているのか。	<p>不燃・粗大ごみ処理施設と焼却処理施設は、一体化しているため、この内の一部施設だけを使いまわすといったことは厳しい状況です。</p> <p>ただし、管理棟や熱供給をしている温浴施設への配管など、使えるものはなるべく再利用していく方針で考えています。</p>
3	事業計画	他事業との関係	施設の付近で外環道のアセスと本事業のアセスが一部オーバーラップする部分があると思うが、切り分けはどうか。	一部オーバーラップする部分はあると思うが、本事業についてのアセスのみを実施することとしています。
4	事業計画	他事業との関係	本施設の操業開始は、外環道の供用後となるため、外環道が供用している状態がベースとなるということではないか。	<p>現地調査は平成 29 年度であり、外環道の供用は平成 29 年度末 (3 月) であるため、主な現地調査の実施時期は外環道の供用前となります。</p> <p>大気質・騒音等の予測に際しては、外環道のアセスに関する公表資料を参照し、将来のバックグラウンドに可能な限り外環道の影響を加味したいと考えています。</p>

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
5	事業計画	収集運搬車両	ごみ量の減少に伴い、パッカー車の台数も減る予定なのか。	ごみ量に合わせて、パッカー車の台数も減っていくものと考えています。 また、ごみをさらに減量化するごみの有料化や収集回数の削減を検討しており、稼働時期の平成 36 年度に向けて、パッカー車の台数も減らしていきたいと考えています。
6	大気質	表記	方法書 p.5-35 の「接地逆転層崩壊時(フュミゲーション時)」及び「ダウンウォッシュ時」の説明が分かりづらい。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
7	大気質	表記	方法書内に以下の誤りがある。 ・方法書 p.5-35_表中「状逆転層発生時」 ・方法書 p.5-36_3 行目「動揺し」 ・方法書 p.5-36_4 行目「高度して」 ・方法書 p.5-36_5 行目「煙突実態高」	ご指摘について、修正いたします。
8	大気質	表記	方法書 p.5-36_7 行目 「ダウンドラフト発生時に CONCAWE(コンケイウ)及び Huber(フーバー)式を用いる。」とあるが、CONCAWE の式は用いないのではないか。	CONCAWE 式は用いず、Huber(フーバー)式を用いることと表現を修正します。
9	水質	高谷川水門の状況	工事中の排水は高谷川に放流するとのことであるが、放流地点のすぐ下流に位置する高谷川の水門の開け閉めの頻度やタイミングについてはどうなっているのか。その状況によっては東京湾、三番瀬に影響が出るのではないか。	高谷川の水門は県が所管であり、市の河川部門が維持管理等の管理業務を受託しています。水門については常時閉の状況で自然排水がほとんどされておらず、基本的にはポンプアップによる内水排除が行われています。

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
10	水質	予測手法	水質の予測手法について、具体的にどういった予測をするのか。	<p>工事中の濁水については、土粒子の沈降試験を実施し、土粒子の沈降速度を把握します。その後、濁水が仮設沈砂池を経て流下する時間を設定することで、高谷川に排出される排水の浮遊物質の濃度を推定し、完全混合式によって高谷川における浮遊物質の濃度の予測を行います。ただし、高谷川は水門で閉じられているため、流速が通常ない場合が考えられ、その際にはどういうモデルを利用するかについては今後検討いたします。</p> <p>施設稼働時の排水については処理水の水質の濃度を基に予測することとし、流速がない場合にはどういうモデルが適用できるか、今後検討いたします。</p>
11	水質	底質との関連性	<p>排水地点下流は水門で閉じられているため、流速が通常はなく、物質が水底に蓄積することになると考えられる。</p> <p>ダイオキシン類等を含めて底質のデータを採取する必要はないのか。ダイオキシン類等が蓄積しているのではないかという懸念もある。</p>	<p>事業者が調べた範囲では、底質のデータは確認しておりません。底質のデータの採取については、ご意見を踏まえて検討いたします。</p> <p>今後、現施設の排水中のダイオキシン類濃度等の既存データから総排出量を把握し、本事業による底質への影響を推定いたします。</p>
12	騒音・振動	苦情の発生状況	現施設について騒音・振動の苦情を受けたことがあるか	現施設では苦情を受けたことはありません。
13	超低周波音	表記	説明スライド 15 で「低周波音」となっているのは、「超低周波音」が正しいのではないか。	ご指摘の通り、修正いたします。
14	悪臭	調査地域	悪臭の調査の範囲を周辺 2km としているが、最大着地濃度地点が 1 番被害を受けやすい地点であり、大気予測によると最大着地濃度地点は周辺 1km の地点である。そのため、周辺 1km の地点で調査をすべきと考える。	悪臭の影響が生じやすい短期高濃度の仮予測を行うことで影響が生じやすい地点までの距離を求め、対象事業実施区域の卓越風向の風下側で、民家や学校・公園等の保全対象がある場所を悪臭調査地点としていきたいと考えます。なお、対象事業実施区域から調査地点までの距離は数百mから 1 km 程度になると想定しています。

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
15	悪臭	調査期間・調査地点	悪臭の周辺の調査地点を4箇所としているが、1kmまで離れると、現施設の影響を把握するのは困難と思われるため、周辺は4箇所も調査する必要はないのではないか。その代わり、煙道での調査を4季で各1回実施する等に変更した方がいいと考える。悪臭の敷地境界の調査地点について、南北の2箇所とせず、施設の風下やプラットホームの近くなど、1番臭気濃度が高くなると考えられる場所を選定すべきと考える。	周辺地域については、短期高濃度の影響が生じる恐れがある対象事業実施区域から1km付近の住宅・学校等の人の生活する場を対象に2地点程度選定し、夏季、冬季に調査したいと考えています。 また、煙道地点については大きな変動はないと思われるため、2炉稼働時に各炉の煙道1地点ずつ計2地点において、1回調査したいと考えています。 対象事業実施区域敷地境界については、現施設の主要な悪臭の発生場所の風下側、風上側の各1地点において年4回調査したいと考えています。
16	悪臭	調査方法	説明スライド38にある悪臭の定性的手法とはどういった手法なのか。	本事業で実施する悪臭漏洩対策の類似の事例における事後調査結果等を参照することで、本事業の供用後の影響を予測する手法を考えています。
17	動物・植物	調査期間・調査地域	動物・植物の調査期間、調査地域の設定根拠を説明していただきたい。 本施設周辺について、ほとんど人家はなく、周囲が高速道路で囲まれているような環境である。そのため、植生・生態系の調査を年5回実施することは、必要以上に丁寧な調査になっていないか。	調査期間については、県の環境影響評価条例に基づき、周辺の環境を考慮して、適切な期間を設定しました。 また、調査地域は県の環境影響評価技術指針の技術細目に基づき、周辺200mを基本とし、周辺の地形等を加味して決定するとの記載があり、設定しました。
18	動物・植物	調査地域	施設周辺についての調査であるから動物・植物の状況を把握するには、周辺200m程度の範囲は担保する必要があるのではないか。 また、調査地域について、ケースバイケースで前例の踏襲とせずに、説明できる理由を持って調査地域や調査期間を設定したほうがよいと考える。	本事業の調査地域や調査期間については、本委員会で専門家の意見をいただき、設定したいと考えます。

No	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
19	動物・植物	調査内容	行政側の立場にあるということで、やれることは全てやるという発想があるのではないかと。 調査内容については地元の自然に詳しい専門家等の意見を踏まえて検討してもらいたい。	事業実施区域及び周辺では、現クリーンセンター建設時に周辺約1kmを対象とした動植物、生態系調査が行われていますが、その後の調査が行われておらず、動植物への影響は生じない、あるいは調査が不要と判断できる客観的なデータが不足している状況です。 そのため、本事業において調査を行う計画としましたが、調査範囲を周辺200mとし、またトラップ類は改変予定部のみ設置する、さらに調査日数は1日（トラップを除く）を基本とするなど、必要最小限の調査内容を設定しました。今後、ご意見を踏まえて検討いたします。
20	動物・植物	評価方法	動物・植物の評価手法としている「環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法」というのはどういった手法なのか。	対象事業実施区域内の緑化の際に在来種を用いるなど、地域の生態系への配慮について、事業者が最大限の努力をしているかどうかをコンサルタントの立場から客観的な視点で評価する予定です。